



目 次	ページ
規 則	
◎高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令	1
○包括外部監査契約の締結	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出	1
○保安林の解除	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(3件)	2
○建築基準法による道の指定	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
○警備員等に係る検定の実施(2件)	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	5
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	6
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	7
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	9

規 則

高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日(掲済済)

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第50号

高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部を改正する規則

高知県公益認定等審議会条例施行規則(平成20年高知県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(幹事長、幹事及び書記)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 前条第3項の規定にかかわらず、知事は、高知県総務部参事の中から幹事を任命することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第225号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和6年1月1日から同年3月31日まで)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年3月28日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和6年3月27日(掲済済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第267号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約(以下「包括外部監査契約」という。)を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日(掲済済)

高知県知事 濱田 省司

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和6年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,100万円をもって上限とする。  
(1) 基本費用 400万円  
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追

加費用を合算した額

- (3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 紫藤 秀久  
住所 高知市小津町5番8号E Sセカンドビル1階
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

高知県告示第268号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年4月9日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- (2) 届出者の住所  
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
m a c 田井店  
土佐郡土佐町田井1207番地2ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎  
愛媛県西条市西田甲590番地2
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年11月26日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,307平方メートル

(8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の収容台数  
 50台  
 イ 駐輪場の収容台数  
 10台  
 ウ 荷さばき施設の面積  
 48平方メートル  
 エ 廃棄物等の保管施設の容量  
 8.75立方メートル

(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前9時  
 閉店時刻 午前零時  
 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午前零時30分まで  
 ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
 2箇所  
 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日  
 令和6年3月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 土佐町役場

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第269号**  
 次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。  
 令和6年4月9日  
 高知県知事 濱田 省司

1 解除に係る保安林の所在場所  
 土佐市宇佐町竜字滝ノ下617の4

2 保安林として指定された目的  
 魚つき

3 解除の理由  
 道路用地とするため

**高知県告示第270号**

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
 令和6年4月9日  
 高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和40年8月農林省告示第893号

2 変更に係る指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 変更しない。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第271号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 令和6年4月9日  
 高知県知事 濱田 省司

1 施行者の名称  
 高知市

2 都市計画事業の種類及び名称  
 昭和45年6月高知県告示第267号高知広域都市計画下水道事業（高知市公共下水道）

3 事業施行期間  
 昭和45年6月2日から令和9年3月31日まで

4 事業地  
 (1) 収用の部分  
 変更なし  
 (2) 使用の部分  
 令和4年4月高知県告示第469号の事業地のうち、高知市口細山字口細谷、字アヲサレ、曙町一丁目、曙町二丁目、鴨部高町、朝倉本町一丁目、福井町字三代ノ上、字城ノ西、字城山、神田字北ビワヶ谷、字江添、字落合及び朝倉甲字船戸地内において事業地を変更する。

**高知県告示第272号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す

る。  
 令和6年4月9日  
 高知県知事 濱田 省司

1 施行者の名称  
 安芸市

2 都市計画事業の種類及び名称  
 昭和57年1月高知県告示第8号安芸都市計画下水道事業（安芸市公共下水道）

3 事業施行期間  
 昭和57年1月12日から令和11年3月31日まで

4 事業地  
 (1) 収用の部分  
 変更なし  
 (2) 使用の部分  
 変更なし

**高知県告示第273号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 令和6年4月9日  
 高知県知事 濱田 省司

1 施行者の名称  
 いの町

2 都市計画事業の種類及び名称  
 昭和54年2月高知県告示第61号高知広域都市計画下水道事業（いの町公共下水道）

3 事業施行期間  
 昭和54年2月19日から令和10年3月31日まで

4 事業地  
 (1) 収用の部分  
 変更なし  
 (2) 使用の部分  
 変更なし

**高知県告示第274号**  
 次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。  
 令和6年4月9日  
 高知県知事 濱田 省司

1 高岡郡佐川町加茂字タトヲカ1332番2地先から宇馬場1468番1地先に至る延長897メートルの道

2 高岡郡佐川町加茂字西谷1313番地先から宇西谷1322番1地先に至る延長136メートルの道

3 高岡郡佐川町永野字岩ノ本691番1地先から宇兔田683番1地先に至る延長392メートルの道

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和6年4月9日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年2月14日 5 高都計第480号	吾川郡いの町池ノ内 字柿又1377番の一部	吾川郡いの町池ノ内1378 宮崎 華蓮

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年4月9日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分
 

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
  - (2) 種別
 

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
  - (3) 実施期日
 

ア 新規取得講習  
令和6年6月18日（火）から同月27日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間

イ 追加取得講習  
令和6年6月24日（月）から同月27日までの4日間
  - (4) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家

- 2 受講者定員
 

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

  - (1) 新規取得講習 25人
  - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習
 

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習
 

受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
  - (1) 受講希望の事前申込方法
 

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申

- 込書」という。）により事前申込みを行うこと。
- イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
- ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間
    - ア 令和6年5月20日（月）及び21日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
    - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
  - (3) 受講予定者の確定方法
    - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
    - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和6年5月22日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
    - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
- 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
- (1) 受講申込書等の提出期間
 

令和6年5月27日（月）から同月29日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
  - (2) 受講申込書等の提出先
 

高知県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
  - (3) 提出書類
    - ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通
    - イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
      - (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
      - (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し



<p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者については、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては47,000円、追加取得講習にあっては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第12号</b> 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和6年4月9日 高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和6年7月10日(水)午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」</p>	<p>という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 (1) 検定の申請の受付期間 令和6年6月10日(月)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者については住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。 (3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあっては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚 (4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定</p>	<p>人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。) エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 オ 雨着(雨天時に使用する。) カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第13号</b> 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和6年4月9日 高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和6年7月19日(金)午前9時 (2) 検定の実施場所 愛媛県松山市上野町甲650番地 えひめ青少年ふれあいセンター</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら</p>
---	---	--

れた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

令和6年6月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者については住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員についてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあっては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等

を受け受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法

検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

- ア 受検票
- イ 筆記用具
- ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
- エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
人事委員会規則  
-----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中

「東京事務所長」

を

「東京事務所長  
大阪事務所長」

に改め、同項2種の欄中「ワクチン接種推進監」を削り、

「スポーツ振興監

関西戦略推進監

地域産業振興監」

を

「関西戦略推進監

地域産業振興監  
スポーツ振興監」

に改め、「国営農地整備推進監」、「大阪事務所長」及び「高知高等技術学校長」を削り、同項3種の欄中

「大阪事務所次長

名古屋事務所長

を

「名古屋事務所長

工業技術センター次長（総括）」

に、

「海洋深層水研究所長」

を

「海洋深層水研究所長

高知高等技術学校長」

に、「農業振興センター次長」を「農業振興センター次長（中央東農業振興センター次長及び幡多農業振興センター次長を除く。）」に改める。

第5条の2第1項の表3級地の項中

東京都	立川市 府中市
-----	---------

を

東京都	立川市 府中市
神奈川県	川崎市

に改める。

別表第1の22の表中「公園下水道課」を「公園上下水道課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「東京事務所長」

を  
 「東京事務所長  
 大阪事務所長」  
 に改め、「国営農地整備推進監」を削り、  
 「中央東国税事務所長  
 中央西福祉保健所長」

を  
 「中央西福祉保健所長  
 幡多福祉保健所長」  
 に改め、「大阪事務所長」を削る。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
 公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第5号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1須崎市教育委員会事務局の項中「課長」を「教育次長課長」に改め、同表奈半利町町長部局本庁の項中「課長」を「課長 参事」に改め、同表中土佐町の項中

|      |    |          |
|------|----|----------|
| 町長部局 | 本庁 | 会計管理者 課長 |
|------|----|----------|

を  
 「  

|       |    |          |
|-------|----|----------|
| 議会事務局 | 局長 |          |
| 町長部局  | 本庁 | 会計管理者 課長 |

 」

に改め、同表越知町教育委員会の項中

|     |      |
|-----|------|
| 事務局 | 教育次長 |
|-----|------|

を  
 「  

|     |      |
|-----|------|
| 事務局 | 教育次長 |
|-----|------|

 」

|      |    |
|------|----|
| こども園 | 園長 |
|------|----|

に改める。  
 別表第2香美郡殖林組合の項、津野山広域事務組合の項及び高知県広域食肉センター事務組合の項を削る。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2高知県広域食肉センター事務組合の項を削る改正規定は公布の日から、別表第1奈半利町町長部局本庁の項の改正規定は同月2日から施行する。

~~~~~  
特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第6号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	安芸郡東洋町生見758-3	計画推進課員駐在所	1級	」
---	---------------	-----------	----	---

を

「	安芸郡東洋町生見758-3	産業政策課員駐在所	1級	」
---	---------------	-----------	----	---

に、

「	安芸郡馬路村馬路443	計画推進課員駐在所	2級	」
---	-------------	-----------	----	---

を

「	安芸郡馬路村馬路443	産業政策課員駐在所	2級	」
---	-------------	-----------	----	---

に改め、

「	吾川郡いの町長沢123-12	計画推進課員駐在所	3級	」
---	----------------	-----------	----	---

を削り、

「	高岡郡禰原町禰原1444-1	計画推進課員駐在所	2級	」
	高岡郡禰原町禰原1629-1	西部家畜保健衛生所禰原支所	2級	

を

「	高岡郡禰原町禰原1444-1	産業政策課員駐在所	2級	」
---	----------------	-----------	----	---

に、

「	高岡郡四万十町大正380	計画推進課員駐在所	2級	」
---	--------------	-----------	----	---

を

「				」
---	--	--	--	---

高岡郡四万十町大正380

産業政策課員駐在所

2級

に改める。

別表第2中「計画推進課員駐在所」を「産業政策課員駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第7号**

**管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「スポーツ振興監 地域産業振興監 IOP推進監 国営農地整備推進監」を「地域産業振興監 スポーツ振興監 IOP推進監」に、

「秘書課のチーフ、主任、主幹、主査及び主事 政策企画課のチーフ、主任、主幹、主査及び主事」を

「政策企画課のチーフ、主任、主幹、主査及び主事 秘書課のチーフ、主任、主幹、主査及び主事 財政課のチーフ」

に改め、「財政課のチーフ」を削り、同表知事部局の出先機関の項中「副参事」を「副参事 専門企画員」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「教育次長」を「教育次長 参事」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第8号**

**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(令和4年高知県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを「(級別区分の変更に伴う経過措置)」に改め、附則に次の1項を加える。

(定年の引上げに伴う給料等の特例措置に関する経過措置)

4 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)附則第18項又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する前2項の規定の適用については、附則第2項中「における改正前の規則の規定による」とあるのは「に職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)附則第18項又は警察職員の給与に関

する条例(昭和29年高知県条例第15号)附則第18項の規定の適用を受ける職員であったとしたならば改正前の規則並びに特地勤務手当等に関する規則付則第2項及び第3項の規定により支給されることとなる」と、前項中「における改正前の規則の規定による」とあるのは「に職員の給与に関する条例附則第18項又は警察職員の給与に関する条例附則第18項の規定の適用を受ける職員であったとしたならば改正前の規則並びに特地勤務手当等に関する規則付則第4項及び第5項の規定により支給されることとなる」とする。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の2級の教育委員会の項中

「司厨長（5等級）」

を

「司厨長（5等級）」

司厨員（5等級）」

に改め、同表の7級の知事部局の項中「ワクチン接種推進監」を削り、

「スポーツ振興監

関西戦略推進監

地域産業振興監」

を

「関西戦略推進監

地域産業振興監

スポーツ振興監」

に、

「参事」

を

「参事

中央東県税事務所長」

に、

「須崎福祉保健所長

幡多福祉保健所長」

を

「中央西福祉保健所長

須崎福祉保健所長」

に改め、「高知高等技術学校長」を削り、同表の7級の項中

「

監査委員事務局	事務局次長
労働委員会事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局次長

を

「

議会事務局	事務局次長
監査委員事務局	事務局次長

収用委員会事務局	事務局次長
----------	-------

に改め、同表の8級の知事部局の項中「国営農地整備推進監」を削り、

「中央東県税事務所長

中央西福祉保健所長

大阪事務所長」

を

「幡多福祉保健所長」

に改め、同表の8級の項中

「

議会事務局	事務局次長
-------	-------

を

「

労働委員会事務局	事務局次長
----------	-------

に改め、同表の9級の知事部局の項中

「東京事務所長」

を

「東京事務所長

大阪事務所長」

に改める。

別表第6の3級の項中

「技術次長」

を

「技術次長

専門企画員」

に改める。